

規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)に基づく手続において、性質上オンライン化が適当でないと考える手続のうち、年間の手続件数が1万件以上であるものについて、今後の取組方針を下記のとおり公表いたします。

○転入届(法第22条)、転居届(法第23条)

住民基本台帳は、選挙、税、福祉などの住民の様々な権利義務の発生の根拠となるとともに、マイナンバーカードと電子証明書の発行の基礎となるものであることから、住民基本台帳への住民の記録の契機となる転入・転居届については、市区町村の窓口における対面での対応が必要とされている。

この点、「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会」において、転入届・転居届のオンライン化について検討を行ったところ、実際には居住実態がないにも関わらず、届出ができてしまうような事態を防止するための課題が指摘されている。

そのため、指摘されている課題を踏まえ、制度的・技術的基盤をどのように整備するか、転入者・転居者の手続負担はどうか、市町村の事務負担はどうか、といった点について、窓口での手続とのバランスも踏まえつつ、検討を深める必要がある。

(参考)「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会報告書」(P17~P20)

https://www.soumu.go.jp/main_content/000785599.pdf

○転出届(法第24条)

個人番号カードの交付を受けている者が転出届を行う場合には、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)に基づき、オンラインで行うことが可能となっており、令和5年2月6日より、全ての市区町村でマイナポータルを通じた、オンラインでの転出届の提出が可能となる予定であるため、この方法での転出届について、関係省庁と連携しながら引き続き周知・推進していく。

○世帯変更届(法第25条)

世帯変更届の受理にあたっては、その審査のために提出を求める疎明資料や聞き取りの内容等が自治体ごとに様々であり、オンラインでの適切な審査については課題があるという自治体の意見もあることから、オンライン化に

については慎重な検討が必要と考えている。

○旧氏の住民票への記載の申出（令第30条の14）

オンライン化の支障となっている、申出の際の添付書類の省略について、関係省庁と協議の上、必要な対応を検討する。